

改 正 後	改 正 前
「電算関係税関業務事務処理要領」(税関手続関連 海上編) -通関関係手続- 第 1 章 輸入通関関係手続 システムを使用して、海上貨物に係る次の手続を行う場合は、この章の定めるところによる。 ・ 関税法第 7 条 (申告) ・ 関税法第 7 条の 2 (申告の特例) ・ 関税法第 7 条の 14 第 2 項 (修正申告) ・ 関税法第 7 条の 16 第 4 項ただし書 (更正及び決定) ・ 関税法第 7 条の 17 (輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知) ・ 関税法第 9 条の 2 (納期限の延長) ・ 関税法第 43 条の 3 (外国貨物を置くことの承認) ・ 関税法第 61 条の 4 (保税蔵置場についての規定の準用) ・ 関税法第 62 条の 3 第 1 項 (保税展示場に入れる外国貨物に係る手続) ・ 関税法第 62 条の 10 (外国貨物を置くこと等の承認) ・ 関税法第 63 条 (保税運送) ・ 関税法第 67 条 (輸出又は輸入の許可) ・ 関税法第 67 条の 2 (輸出申告又は輸入申告の手続) ・ 関税法第 67 条の 19 (輸入申告の特例) ・ 関税法第 73 条第 1 項 (輸入の許可前における貨物の引取り) ・ 関税割当制度に関する政令第 3 条第 1 項ただし書 (通関手続等) ・ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第 2 条第 1 項ただし書 (通関手続等) ・ 関税暫定措置法施行令第 28 条ただし書 (原産地証明書の提出) ・ 関税法施行令第 61 条第 4 項 (輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類) ・ 消費税法第 51 条 (引取りに係る課税貨物についての納期限の延長) ・ 酒税法第 30 条の 6 第 2 項、第 3 項及び第 4 項 (納期限の延長) ・ たばこ税法第 22 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項 (納期限の延長) ・ 揮発油税法第 13 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項 (納期限の延長) ・ 石油ガス税法第 20 条第 2 項 (納期限の延長) ・ 石油石炭税法第 18 条第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項 (納期限の延長) ・ 輸徴法第 6 条第 1 項 (引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例) ・ 輸徴法第 9 条 (輸入の許可前における引取り) また、輸入申告等に係る食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法又は感染症法に規定する許可及び承認等に係る証明についてシステムを使用して行う場合についても、この章の定めるところによる。 ただし、別紙 1 (システム処理対象外申告等一覧表) の条件に該当する申告又は申請については、システムを使用して行うことができないことから、書面により処理する。 第 1 節 輸入申告手続 システムを使用して次の手続(以下この節において「輸入申告等」という。)を行う場合は、この節の定めるところによる。 ①から⑬まで (省略) (注 1) から (注 4) まで (省略) 【輸入申告等の流れ】 (省略) 1 輸入申告事項の登録 (1) 輸入申告事項の登録 輸入申告等を行う者又はその代理人である通関業者(以下この章(第 4 節(シングルウィンドウ輸入申告関係手続)及び第 7 節(輸入申告(沖縄特免制度)関係手続)を除く。)において「通関業者等」という。)は、「輸入申告」業務(業務コード: I D C)を実施する前に、次により輸入申告等事項をシステムに登録する。 ただし、輸入申告等事項をシステムに登録するにあたって、他の通関業者等を「申告等予定者」に指定した場合は、当該申告等予定者である通関業者等が後記 3 (輸入申告等)により、輸入申告等をシステムに登録する。 なお、通関業者等により、あらかじめ「申告可能者登録」業務(業務コード: U K Y)又は「申告可	「電算関係税関業務事務処理要領」(税関手続関連 海上編) -通関関係手続- 第 1 章 輸入通関関係手続 システムを使用して、海上貨物に係る次の手続を行う場合は、この章の定めるところによる。 ・ 関税法第 7 条 (申告) ・ 関税法第 7 条の 2 (申告の特例) ・ 関税法第 7 条の 14 第 2 項 (修正申告) ・ 関税法第 7 条の 16 第 4 項ただし書 (更正及び決定) ・ 関税法第 7 条の 17 (輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知) ・ 関税法第 9 条の 2 (納期限の延長) ・ 関税法第 43 条の 3 (外国貨物を置くことの承認) ・ 関税法第 61 条の 4 (保税蔵置場についての規定の準用) ・ 関税法第 62 条の 3 第 1 項 (保税展示場に入れる外国貨物に係る手続) ・ 関税法第 62 条の 10 (外国貨物を置くこと等の承認) ・ 関税法第 63 条 (保税運送) ・ 関税法第 67 条 (輸出又は輸入の許可) ・ 関税法第 67 条の 2 (輸出申告又は輸入申告の手続) ・ 関税法第 67 条の 19 (輸入申告の特例) ・ 関税法第 73 条第 1 項 (輸入の許可前における貨物の引取り) ・ 関税割当制度に関する政令第 3 条第 1 項ただし書 (通関手続等) ・ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第 2 条第 1 項ただし書 (通関手続等) ・ 関税暫定措置法施行令第 28 条ただし書 (原産地証明書の提出) ・ 関税法施行令第 61 条第 4 項 (輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類) ・ 消費税法第 51 条 (引取りに係る課税貨物についての納期限の延長) ・ 酒税法第 30 条の 6 第 2 項、第 3 項及び第 4 項 (納期限の延長) ・ たばこ税法第 22 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項 (納期限の延長) ・ 揮発油税法第 13 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項 (納期限の延長) ・ 石油ガス税法第 20 条第 2 項 (納期限の延長) ・ 石油石炭税法第 18 条第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項 (納期限の延長) ・ 輸徴法第 6 条第 1 項 (引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例) ・ 輸徴法第 9 条 (輸入の許可前における引取り) また、輸入申告等に係る食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法又は感染症法に規定する許可及び承認等に係る証明についてシステムを使用して行う場合についても、この章の定めるところによる。 ただし、別紙 1 (システム処理対象外申告等一覧表) の条件に該当する申告又は申請については、システムを使用して行うことができないことから、書面により処理する。 第 1 節 輸入申告手続 システムを使用して次の手続(以下この節において「輸入申告等」という。)を行う場合は、この節の定めるところによる。 ①から⑬まで (同左) (注 1) から (注 4) まで (同左) 【輸入申告等の流れ】 (同左) 1 輸入申告事項の登録 (1) 輸入申告事項の登録 輸入申告等を行う者又はその代理人である通関業者(以下この章(第 4 節(シングルウィンドウ輸入申告関係手続)及び第 7 節(輸入申告(沖縄特免制度)関係手続)を除く。)において「通関業者等」という。)は、「輸入申告」業務(業務コード: I D C)を実施する前に、次により輸入申告等事項をシステムに登録する。 ただし、輸入申告等事項をシステムに登録するにあたって、他の通関業者等を「申告等予定者」に指定した場合は、当該申告等予定者である通関業者等が後記 3 (輸入申告等)により、輸入申告等をシステムに登録する。 なお、通関業者等により、あらかじめ「申告可能者登録」業務(業務コード: U K Y)又は「申告可

改 正 後													改 正 前																																						
能者登録（強制入力）」業務（業務コード：U K Y 1 2）によって申告可能者として登録されている通関業者等（以下この章において「登録済申告可能者」という。）であれば、後記2（輸入申告等事項の訂正）による訂正、又は後記3（輸入申告等）による輸入申告等のシステムへの登録を実施することができる。 登録した輸入申告等事項については、後記2（輸入申告等事項の訂正）により、「輸入申告」業務（業務コード：I D C）を実施するまでの間、訂正することができる。 イ 呼出しによらない方法 「輸入申告事項登録」業務（業務コード：I D A）を利用して、次の事項を入力し送信する。 なお、申告等種別ごとの入力可否については、下表の「申告等種別」欄による。 また、入力したB／L番号に係る貨物情報がシステムに登録されている場合は、貨物情報と共通の項目を入力することなく送信することにより、貨物情報からシステムにより自動補完される（補完項目については、別紙2（補完項目）参照）。 ただし、申告貨物識別が「E」（EMS）、「H」（航空郵便物）、「M」（海上郵便物）又は「U」（S A L）に該当する貨物（以下この章において「郵便物」という。）の場合は、貨物情報が登録されている場合であっても自動補完されない。 ◎ 留意事項 次の項目は、入力されていなくても「輸入申告事項登録」業務（業務コード：I D A）による登録が可能であり、申告等番号の払出しが行われる。 （「最初蔵入等承認年月日」欄に入力がある場合又は郵便物である旨の入力がある場合を除く） ・貨物個数 ・個数単位コード ・貨物重量（グロス） ・重量単位コード（グロス） ・記号番号 ・積載船舶コード ・積載船（機）名 ・船（取）卸港コード ・積出地コード ・積出地名 ただし、未入力では事項登録が完了しておらず、「輸入申告」業務（業務コード：I D C）を行うことはできない。 これらの項目が未入力の場合、貨物情報登録完了後に、再度「輸入申告事項登録」業務（業務コード：I D A）を行うことで貨物情報から自動補完される。 また、次の項目については、システムに登録されている貨物情報と一致している必要があることから留意すること。 ・「貨物個数」（「貨物個数」欄左） ・「積載船舶コード」（「積載船（機）」欄左） ・「船（取）卸港コード」（「船（取）卸港」欄） ・「コンテナ扱い本数」（「コンテナ本数」欄）（注） （注）貨物情報のコンテナ本数以下の値であること。																										能者登録（強制入力）」業務（業務コード：U K Y 1 2）によって申告可能者として登録されている通関業者等（以下この章において「登録済申告可能者」という。）であれば、後記2（輸入申告等事項の訂正）による訂正、又は後記3（輸入申告等）による輸入申告等のシステムへの登録を実施することができる。 登録した輸入申告等事項については、後記2（輸入申告等事項の訂正）により、「輸入申告」業務（業務コード：I D C）を実施するまでの間、訂正することができる。 イ 呼出しによらない方法 「輸入申告事項登録」業務（業務コード：I D A）を利用して、次の事項を入力し送信する。 なお、申告等種別ごとの入力可否については、下表の「申告等種別」欄による。 また、入力したB／L番号に係る貨物情報がシステムに登録されている場合は、貨物情報と共通の項目を入力することなく送信することにより、貨物情報からシステムにより自動補完される（補完項目については、別紙2（補完項目）参照）。 ただし、申告貨物識別が「E」（EMS）、「H」（航空郵便物）、「M」（海上郵便物）又は「U」（S A L）に該当する貨物（以下この章において「郵便物」という。）の場合は、貨物情報が登録されている場合であっても自動補完されない。 ◎ 留意事項 次の項目は、入力されていなくても「輸入申告事項登録」業務（業務コード：I D A）による登録が可能であり、申告等番号の払出しが行われる。 （「最初蔵入等承認年月日」欄に入力がある場合又は郵便物である旨の入力がある場合を除く） ・貨物個数 ・個数単位コード ・貨物重量（グロス） ・重量単位コード（グロス） ・記号番号 ・積載船舶コード ・積載船（機）名 ・船（取）卸港コード ・積出地コード ・積出地名 ただし、未入力では事項登録が完了しておらず、「輸入申告」業務（業務コード：I D C）を行うことはできない。 これらの項目が未入力の場合、貨物情報登録完了後に、再度「輸入申告事項登録」業務（業務コード：I D A）を行うことで貨物情報から自動補完される。 また、次の項目については、システムに登録されている貨物情報と一致している必要があることから留意すること。 ・「貨物個数」（「貨物個数」欄左） ・「積載船舶コード」（「積載船（機）」欄左） ・「船（取）卸港コード」（「船（取）卸港」欄） ・「コンテナ扱い本数」（「コンテナ本数」欄）（注） （注）貨物情報のコンテナ本数以下の値であること。																									
＜共通部＞													＜共通部＞																																						
項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別										項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別																																			
			C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P				R	C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R																								
(省略)																																																			
51	運送場所識別 （「運送場所識別＊」欄）	次の区分に応じたコードを必須入力する。											51	運送場所識別 （「運送場所識別＊」欄）	次の区分に応じたコードを必須入力する。																																				
		区 分										コード			区 分										コード																										
		貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合										C			貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合										C																										

改 正 後										改 正 前											
		<u>貨物の運送先が輸入の許可を受けるために当該貨物を入れる保税地域（他所蔵置場所を除く。）と同じである場合</u> H 貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合 N 貨物の運送先が輸入者の住所以外に1箇所ある場合 T 貨物の運送先が輸入者の住所以外に複数箇所ある場合 M (注) ① 運送先とは、輸入しようとする貨物に係る運送契約において、輸入の許可（関税法第73条第1項の規定により輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られる貨物については、その承認）がされた後に運送される場所として定められているものをいう。なお、一の貨物について経由地を含めて2以上の運送される場所がある場合には、最後に運送される場所を当該貨物の運送先とする。以下この節において同じ。 ② 「M」を入力した場合、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る所在地及び名称等を後記項番52から59の項目に入力し、その他の運送先については、後記3(3)（輸入申告等に係る運送先一覧表及び関係書類等の提出）により提出を行う。																			
52	運送場所の所在地（郵便番号）（「所在地」欄上段左）	(1) 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る郵便番号を入力する（区切り符号は入力しない。）。 (2) 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る郵便番号を入力する（区切り符号は入力しない。）。 (3) 「運送場所識別」欄に「C」又は「H」を入力した場合は、入力不要。 (4) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。	○																		
以下53から56までの項目の具体的な入力方法については、別紙6（住所の入力方法）を参照すること。																					
53	運送場所の所在地1（都道府県名）（「所在地」欄上段中）	(1) 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る住所（都道府県）を必須入力する (2) 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る住所（都道府県）を必須入力する。 (3) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要（入力する場合、項番15「住所1（都道府県）」と同じ内容であること。）。 <u>(4) 「運送場所識別」欄に「H」を入力した場合は、入力不要（入力する場合、項番23「通関予定蔵置場コード（「蔵置場所*」欄）」に入力した保税地域に係る住所（都道府県）を入力する。）。</u>	○																		
52	運送場所の所在地（郵便番号）（「所在地」欄上段左）	(1) 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る郵便番号を入力する（区切り符号は入力しない。）。 (2) 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る郵便番号を入力する（区切り符号は入力しない。）。 (3) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要。 (4) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。	○																		
以下53から56までの項目の具体的な入力方法については、別紙6（住所の入力方法）を参照すること。																					
53	運送場所の所在地1（都道府県名）（「所在地」欄上段中）	(1) 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る住所（都道府県）を必須入力する (2) 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る住所（都道府県）を必須入力する。 (3) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要（入力する場合、項番15「住所1（都道府県）」と同じ内容であること。）。 <u>(新規)</u>	○																		

改 正 後													改 正 前																	
		(5) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。													(4) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。															
54	運送場所の所在地 2 (市区町村(行政区名)) (「所在地」欄上段右)	(1) 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る住所(市区町村(行政区名))を必須入力する (2) 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る住所(市区町村(行政区名))を必須入力する。 (3) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 16「住所 2 (市区町村(行政区名))」と同じ内容であること。) (4) 「運送場所識別」欄に「H」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 23「通関予定蔵置場コード(「蔵置場所*」欄)」に入力した保税地域に係る住所(市区町村(行政区名))を入力する。) (5) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。	○						○	○	○	○	○	○	54	運送場所の所在地 2 (市区町村(行政区名)) (「所在地」欄上段右)	(1) 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る住所(市区町村(行政区名))を必須入力する (2) 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る住所(市区町村(行政区名))を必須入力する。 (3) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 16「住所 2 (市区町村(行政区名))」と同じ内容であること。) (新規) (4) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。	○						○	○	○	○	○	○	○
55	運送場所の所在地 3 (町域名・番地) (「所在地」欄中段)	(1) 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る住所(町域名及び番地)を必須入力する (2) 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る住所(町域名及び番地)を必須入力する。 (3) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 17「住所 3 (町域名及び番地)」と同じ内容であること。) (4) 「運送場所識別」欄に「H」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 23「通関予定蔵置場コード(「蔵置場所*」欄)」に入力した保税地域に係る住所(町域名及び番地)を入力する。) (5) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。	○						○	○	○	○	○	○	55	運送場所の所在地 3 (町域名・番地) (「所在地」欄中段)	(1) 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る住所(町域名及び番地)を必須入力する (2) 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る住所(町域名及び番地)を必須入力する。 (3) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 17「住所 3 (町域名及び番地)」と同じ内容であること。) (新規) (4) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。	○						○	○	○	○	○	○	○
56	運送場所の所在地 4 (ビル名ほか) (「所在地」欄下段)	(1) 「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合で、「所在地」欄中段のみでは運送先に係る住所(町域名及び番地)を全て入力することができないときは、本欄に続けて運送先に係る住所(ビル名等)を入力する。 (2) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 18「住所 4 (ビル名ほか)」と同じ内容であること。) (3) 「運送場所識別」欄に「H」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 23「通関予定蔵置場コード(「蔵置場所*」欄)」に入力した保税地域に係る住所(ビル名等)を入力する。) (4) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。	○						○	○	○	○	○	○	56	運送場所の所在地 4 (ビル名ほか) (「所在地」欄下段)	(1) 「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合で、「所在地」欄中段のみでは運送先に係る住所(町域名及び番地)を全て入力することができないときは、本欄に続けて運送先に係る住所(ビル名等)を入力する。 (2) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 18「住所 4 (ビル名ほか)」と同じ内容であること。) (新規) (3) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。	○						○	○	○	○	○	○	
57	名称等識別 (「名称等」欄左)	(1) 「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合は、次の区分に応じたコードを必須入力する。 区 分 コード	○						○	○	○	○	○	○	57	名称等識別 (「名称等」欄左)	(1) 「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合は、次の区分に応じたコードを必須入力する。 区 分 コード	○						○	○	○	○	○	○	

改 正 後													改 正 前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		「名称等」欄右に「運送先の場所の名称」を入力する場合	1												「名称等」欄右に「運送先の場所の名称」を入力する場合	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	</

改 正 後										改 正 前											
		(3) 入力する許可又は承認番号等の桁数が入力可能桁数を超過する場合は、本欄に「K I J I」と入力したうえで、当該許可又は承認番号等を「記事（税関）」欄に入力する。 (輸入承認証等識別及び輸入承認証番号等の入力例) ① 輸入承認証番号及び事前確認番号の入力 イ システムを使用して輸入承認を受けた場合 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 I L N J I L 1 2 3 4 5 6 7 8 ロ 書面により輸入承認を受けた場合 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 I L N O I L 1 2 3 4 5 6 7 8 (注) 輸入申告等後、システムを使用した裏書き登録内容に誤りがあるため裏書訂正する場合は、あらかじめ当該訂正について税関（通関担当部門）の了承を得たうえで裏書きを訂正する。 ② 関税割当証明書番号の入力 イ システムを使用して関税割当裏落しの管理を行う場合 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 K A N S A 1 2 3 4 5 6 7 8 9 ロ 書面により関税割当裏落しの管理を行う場合 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 K A N W 1 0 0 0 - 1 2 3 4 ③ 本船扱い又はふ中扱い承認番号の入力 イ システムを使用して本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた場合 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 H F N N 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 ロ 書面により本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた場合 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 H F N O 1 0 0 0 - 1 2 3 4 ④ 他所蔵置許可に係る入力 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 T A S Y 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 ⑤ 外国為替令第8条第2項（支払手段等の輸出入の許可）に規定する支払手段等に係る入力 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 P A Y L A A B B C C 1 2 3 4 ⑥ 日・スイス経済連携協定に基づき、日本原産品を輸入する場合の入力 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 J O R G 0 1, 0 3 なお「輸入承認証番号等」欄の入力方法は次による。 イ 「01 欄」及び「03 欄」が日本原産品の場合 0 1, 0 3 ロ 「01 欄」から「10 欄」までが日本原産品の場										(3) 入力する許可又は承認番号等の桁数が入力可能桁数を超過する場合は、本欄に「K I J I」と入力したうえで、当該許可又は承認番号等を「記事（税関）」欄に入力する。 (輸入承認証等識別及び輸入承認証番号等の入力例) ① 輸入承認証番号及び事前確認番号の入力 イ システムを使用して輸入承認を受けた場合 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 I L N J I L 1 2 3 4 5 6 7 8 ロ 書面により輸入承認を受けた場合 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 I L N O I L 1 2 3 4 5 6 7 8 (注) 輸入申告等後、システムを使用した裏書き登録内容に誤りがあるため裏書訂正する場合は、あらかじめ当該訂正について税関（通関担当部門）の了承を得たうえで裏書きを訂正する。 ② 関税割当証明書番号の入力 イ システムを使用して関税割当裏落しの管理を行う場合 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 K A N S A 1 2 3 4 5 6 7 8 9 ロ 書面により関税割当裏落しの管理を行う場合 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 K A N W 1 0 0 0 - 1 2 3 4 ③ 本船扱い又はふ中扱い承認番号の入力 イ システムを使用して本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた場合 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 H F N N 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 ロ 書面により本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた場合 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 H F N O 1 0 0 0 - 1 2 3 4 ④ 他所蔵置許可に係る入力 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 T A S Y 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 ⑤ 外国為替令第8条第2項（支払手段等の輸出入の許可）に規定する支払手段等に係る入力 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 P A Y L A A B B C C 1 2 3 4 ⑥ 日・スイス経済連携協定に基づき、日本原産品を輸入する場合の入力 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 J O R G 0 1, 0 3 なお「輸入承認証番号等」欄の入力方法は次による。 イ 「01 欄」及び「03 欄」が日本原産品の場合 0 1, 0 3 ロ 「01 欄」から「10 欄」までが日本原産品の場									

改 正 後										改 正 前									
		合 01-10										合 01-10							
		ハ 全ての欄が日本原産品の場合										ハ 全ての欄が日本原産品の場合							
		ALL										ALL							
		ニ イ又はロの方法によると 20 桁を超える場合										ニ イ又はロの方法によると 20 桁を超える場合							
		K I J I										K I J I							
		この場合は、イ又はロの方法による入力内容を「記事（税関）」欄に入力する。										この場合は、イ又はロの方法による入力内容を「記事（税関）」欄に入力する。							
		⑦ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る入力										⑦ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る入力							
		イ 法第2条第3項に規定する「第二種特定化学物質」、同条第4項に規定する「監視化学物質」、同条第5項に規定する「優先評価化学物質」、又は同条第7項に規定する「一般化学物質」の場合										イ 法第2条第3項に規定する「第二種特定化学物質」、同条第4項に規定する「監視化学物質」、同条第5項に規定する「優先評価化学物質」、又は同条第7項に規定する「一般化学物質」の場合							
		輸入承認証等識別 輸入承認証番号等										輸入承認証等識別 輸入承認証番号等							
		CRNO 9-876										CRNO 9-876							
		ロ 前記イ以外の場合										ロ 前記イ以外の場合							
		輸入承認証等識別 輸入承認証番号等										輸入承認証等識別 輸入承認証番号等							
		CRNL 9876543210										CRNL 9876543210							
		⑧ 他法令において非該当又は特例扱い等とされている貨物であって、非該当又は特例扱い等であることを税関に証明するために特定の書類を提出する場合の入力										⑧ 他法令において非該当又は特例扱い等とされている貨物であって、非該当又は特例扱い等であることを税関に証明するために特定の書類を提出する場合の入力							
		輸入承認証等識別 輸入承認証番号等										輸入承認証等識別 輸入承認証番号等							
		TOKU IYAKU										TOKU IYAKU							
		⑨ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る手続においてシステムを利用して行った場合の入力										⑨ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る手続においてシステムを利用して行った場合の入力							
		輸入承認証等識別 輸入承認証番号等										輸入承認証等識別 輸入承認証番号等							
		PANE P0123456789										PANE P0123456789							
		PAYA Y0123456789										PAYA Y0123456789							
		⑩ 事前照会に対する文書回答書に係る登録番号の入力										⑩ 日・オーストラリア経済連携協定に基づくオーストラリア原産品における事前照会に対する文書回答書に係る登録番号の入力							
		輸入承認証等識別 輸入承認証番号等										輸入承認証等識別 輸入承認証番号等							
		JKYO 0123456										JKYO 0123456							
		⑪ eC／Oについてシステムに登録されたN－C／O番号の入力（GENNの場合）										⑪ eC／Oについてシステムに登録されたN－C／O番号の入力（GENNの場合）							
		輸入承認証等識別 輸入承認証番号等										輸入承認証等識別 輸入承認証番号等							
		GENN 2022000ABCD										GENN 2022000ABCD							
		⑫ eC／Oについてシステムに登録されたeC／Oキー、C／O番号の入力（GENSの場合）										⑫ eC／Oについてシステムに登録されたeC／Oキー、C／O番号の入力（GENSの場合）							
		輸入承認証等識別 輸入承認証番号等										輸入承認証等識別 輸入承認証番号等							
		GENS 0123456ABCD										GENS 0123456ABCD							
		GENS TJ2022-0456										GENS TJ2022-0456							
		※「GENS」に係る番号を入力する場合は、必ず輸入承認証等欄を2欄使用し、「eC／O										※「GENS」に係る番号を入力する場合は、必ず輸入承認証等欄を2欄使用し、「eC／O							

改 正 後														改 正 前														
		キー「C／O番号」の順に連続して入力すること。 (その他については、「業務コード集」参照) ⑬システムを利用して減免戻し税等の登録を行った場合の入力 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 G K N O G K 2 5 A O 1 2 3 4 2																										
(省略)																												
＜欄部＞ (省略) □ (省略) (2) (省略) 2 (省略) 3 輸入申告等 (1) 及び(2) (省略) (3) 輸入申告等に係る運送先一覧表及び関係書類等の提出 前記(2)(輸入申告等の受理及び通知)により輸入申告等が受理され、審査区分として「1」(簡易審査扱い)が付与された場合であって、システム通達第5章第1節1－3の2(運送先が複数箇所ある場合における運送先情報の提出)に規定する場合若しくは同節1－4(輸入申告時の関係書類等の提出)(2)のただし書に規定する場合又は審査区分として「2」(書類審査扱い)若しくは「3」(検査扱い)が付与された場合に限り、次により「輸入申告に係る運送先一覧表」(税関様式C第5021号、第5022号又は第5023号)(以下この章において「運送先一覧表」という。)及び関係書類等を提出する。 なお、関係書類等について、後記ニ(電子ファイルによる提出)の方法により電子ファイルで提出可能であるものの、原本性の確認が必要な書類等が存在する場合には、輸入申告等控及び輸入許可通知書の「区分」欄の4桁目に、次の「原紙提出要のコード」が出力されるので参考とすること。 ・「T」: 審査時に原本性の確認が必要な書類等が存在する場合 ・「G」: 許可後に原本性の確認が必要な書類等が存在する場合 ・「M」: 原本性の確認が必要な書類等が審査時に必要なものと許可後に必要なものが混在している場合 また、審査区分として「1」(簡易審査扱い)が付与された場合であって、前記の原紙提出要のコード(「T」、「G」又は「M」)を表示する判定基準に当たらないものの運送先一覧表及び関係書類の提出を要する場合は、輸入申告等控及び輸入許可等通知書の「区分」欄の4桁目に書類提出要のコード「Y」が表示され、 <u>運送先一覧表のみ提出を要する場合は、運送先一覧表のみ提出要のコード「L」が表示される</u> ことから参考とすること。 ※ 前記1(1)(輸入申告等事項の登録)の入力に誤りがあった場合は「T」、「G」、「M」、 <u>「Y」又は「L」</u> が正しく表示されないこともあるため留意すること。 ※ 蔵入承認申請時、移入承認申請時、総保入承認申請時、展示等申告時においては、「G」表示でも原紙提出不要な場合もあるため留意すること。(例) 関税割当証明書 ※ 運送先一覧表及び関係書類の提出を要しない輸入申告等について運送先一覧表及び関係書類等の提出があった場合は、税関はこれを返却することから留意すること。 イからニまで (省略) (4) 及び(5) (省略) 4から6まで (省略) [別紙] (省略) 第2節から第5節まで (省略) 第6節 海上簡易輸入申告 システムを使用して「海上小口貨物に係る簡易通関について(令和6年6月11日財関第587号)」に規定する海上小口貨物に係る輸入申告(以下この節において「海上簡易輸入申告」という。)を行う場合は、この節の定めるところによる。 【対象貨物】 (省略)																												

		キー「C／O番号」の順に連続して入力すること。 (その他については、「業務コード集」参照) ⑬システムを利用して減免戻し税等の登録を行った場合の入力 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 G K N O G K 2 5 A O 1 2 3 4 2																										
(同左)																												
＜欄部＞ (同左) □ (同左) (2) (同左) 2 (同左) 3 輸入申告等 (1) 及び(2) (同左) (3) 輸入申告等に係る運送先一覧表及び関係書類等の提出 前記(2)(輸入申告等の受理及び通知)により輸入申告等が受理され、審査区分として「1」(簡易審査扱い)が付与された場合であって、システム通達第5章第1節1－3の2(運送先が複数箇所ある場合における運送先情報の提出)に規定する場合若しくは同節1－4(輸入申告時の関係書類等の提出)(2)のただし書に規定する場合又は審査区分として「2」(書類審査扱い)若しくは「3」(検査扱い)が付与された場合に限り、次により「輸入申告に係る運送先一覧表」(税関様式C第5021号、第5022号又は第5023号)(以下この章において「運送先一覧表」という。)及び関係書類等を提出する。 なお、関係書類等について、後記ニ(電子ファイルによる提出)の方法により電子ファイルで提出可能であるものの、原本性の確認が必要な書類等が存在する場合には、輸入申告等控及び輸入許可通知書の「区分」欄の4桁目に、次の「原紙提出要のコード」が出力されるので参考とすること。 ・「T」: 審査時に原本性の確認が必要な書類等が存在する場合 ・「G」: 許可後に原本性の確認が必要な書類等が存在する場合 ・「M」: 原本性の確認が必要な書類等が審査時に必要なものと許可後に必要なものが混在している場合 また、審査区分として「1」(簡易審査扱い)が付与された場合であって、前記の原紙提出要のコード(「T」、「G」又は「M」)を表示する判定基準に当たらないものの運送先一覧表及び関係書類の提出を要する場合は、輸入申告等控及び輸入許可等通知書の「区分」欄の4桁目に書類提出要のコード「Y」が表示されることから参考とすること。 ※ 前記1(1)(輸入申告等事項の登録)の入力に誤りがあった場合は「T」、「G」、「M」 <u>又は「Y」</u> が正しく表示されないこともあるため留意すること。 ※ 蔵入承認申請時、移入承認申請時、総保入承認申請時、展示等申告時においては、「G」表示でも原紙提出不要な場合もあるため留意すること。(例) 関税割当証明書 ※ 運送先一覧表及び関係書類の提出を要しない輸入申告等について運送先一覧表及び関係書類等の提出があった場合は、税関はこれを返却することから留意すること。 イからニまで (同左) (4) 及び(5) (同左) 4から6まで (同左) [別紙] (同左) 第2節から第5節まで (同左) 第6節 海上簡易輸入申告 システムを使用して「海上小口貨物に係る簡易通関について(令和6年6月11日財関第587号)」に規定する海上小口貨物に係る輸入申告(以下この節において「海上簡易輸入申告」という。)を行う場合は、この節の定めるところによる。 【対象貨物】 (同左)																												

改

正

後

【海上簡易輸入申告の流れ】（省略）

1 混載貨物事前情報の登録

(1) 登録の方法

「海上簡易輸入申告」（業務コード：SDC）を行う者は、申告又は予備申告に先立ち、「混載貨物事前情報登録」業務（業務コード：SKA）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、海上小口貨物に係る事前情報をシステムに登録する必要がある。

なお、本業務は、訂正又は撤回に係る業務がないため留意すること。また、本業務実施後に仕分け等によりB／L番号が変更となった場合で、引き続き「海上簡易輸入申告」（業務コード：SDC）を行う予定のB／L番号がある場合は、変更後のB／L番号で再度本業務を実施する必要があるため留意すること。

本業務を利用するためには、実施可能者として申告税関官署ごとに予めシステムに登録されている必要がある。

実施可能者に係る登録手続については、「海上小口貨物に係る簡易通関について（令和6年6月11日財関第587号）」に定めるとおり税関に対して事前の申出を行うこと。

項番	項目名 (入力画面)	内容
(省略)		

(2) (省略)

2 海上簡易輸入申告

(1) 海上簡易輸入申告の登録

海上簡易輸入申告を行う者又はその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）は、申告税関官署ごとに予めシステムに登録された者に限り、「海上簡易輸入申告」業務（業務コード：SDC）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、海上簡易輸入申告をシステムに登録することができる。

なお、通関業者が海上簡易輸入申告をシステムに登録する場合は、通関士が申告内容を審査したうえでシステムに登録する。

また、海上簡易輸入申告の予備申告については、後記4（予備申告）による。

◎ 留意事項

次の項目については、システムに登録されている事前情報と一致している必要があることから留意すること。

・ハウスB／L番号（「ハウスB／L番号＊」欄

項番	項目名 (入力画面)	内 容												
(省略)														
54	運送場所識別 (「運送場所識別＊」欄)	次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table><tr><th>区 分</th><th>コード</th></tr><tr><td>貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合</td><td>C</td></tr><tr><td>貨物の運送先が輸入の許可を受けるために当該貨物を入れる保税地域（他所蔵置場所を除く。）と同じである場合</td><td>H</td></tr><tr><td>貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合</td><td>N</td></tr><tr><td>貨物の運送先が輸入者の住所以外に1箇所ある場合</td><td>T</td></tr><tr><td>貨物の運送先が輸入者の住所以外に複数箇所ある場合</td><td>M</td></tr></table> (注) 「M」を入力した場合、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る所在地及び名称等を後記項番55から63の項目に入力し、その他の運送先につい	区 分	コード	貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合	C	貨物の運送先が輸入の許可を受けるために当該貨物を入れる保税地域（他所蔵置場所を除く。）と同じである場合	H	貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合	N	貨物の運送先が輸入者の住所以外に1箇所ある場合	T	貨物の運送先が輸入者の住所以外に複数箇所ある場合	M
区 分	コード													
貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合	C													
貨物の運送先が輸入の許可を受けるために当該貨物を入れる保税地域（他所蔵置場所を除く。）と同じである場合	H													
貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合	N													
貨物の運送先が輸入者の住所以外に1箇所ある場合	T													
貨物の運送先が輸入者の住所以外に複数箇所ある場合	M													

改

正

前

【海上簡易輸入申告の流れ】（同左）

1 混載貨物事前情報の登録

(1) 登録の方法

「海上簡易輸入申告」（業務コード：SDC）を行う者は、申告又は予備申告に先立ち、「混載貨物事前情報登録」業務（業務コード：SKA）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、海上小口貨物に係る事前情報をシステムに登録する必要がある。

なお、本業務は、訂正又は撤回に係る業務がないため留意すること。また、本業務実施後に仕分け等によりB／L番号が変更となった場合で、引き続き「海上簡易輸入申告」（業務コード：SDC）を行う予定のB／L番号がある場合は、変更後のB／L番号で再度本業務を実施する必要があるため留意すること。

本業務を利用するためには、実施可能者として予めシステムに登録されている必要がある。

実施可能者に係る登録手続については、「海上小口貨物に係る簡易通関について（令和6年6月11日財関第587号）」に定めるとおり税関に対して事前の申出を行うこと。

項番	項目名 (入力画面)	内容
(同左)		

(2) (同左)

2 海上簡易輸入申告

(1) 海上簡易輸入申告の登録

海上簡易輸入申告を行う者又はその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）は、「海上簡易輸入申告」業務（業務コード：SDC）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、海上簡易輸入申告をシステムに登録する。

なお、通関業者が海上簡易輸入申告をシステムに登録する場合は、通関士が申告内容を審査したうえでシステムに登録する。

また、海上簡易輸入申告の予備申告については、後記4（予備申告）による。

◎ 留意事項

次の項目については、システムに登録されている事前情報と一致している必要があることから留意すること。

・ハウスB／L番号（「ハウスB／L番号＊」欄

項番	項目名 (入力画面)	内 容												
(同左)														
54	運送場所識別 (「運送場所識別＊」欄)	次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table><tr><th>区 分</th><th>コード</th></tr><tr><td>貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合</td><td>C</td></tr><tr><td>(新規)</td><td>(新規)</td></tr><tr><td>貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合</td><td>N</td></tr><tr><td>貨物の運送先が輸入者の住所以外に1箇所ある場合</td><td>T</td></tr><tr><td>貨物の運送先が輸入者の住所以外に複数箇所ある場合</td><td>M</td></tr></table> (注) 「M」を入力した場合、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る所在地及び名称等を後記項番55から63の項目に入力し、その他の運送先につい	区 分	コード	貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合	C	(新規)	(新規)	貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合	N	貨物の運送先が輸入者の住所以外に1箇所ある場合	T	貨物の運送先が輸入者の住所以外に複数箇所ある場合	M
区 分	コード													
貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合	C													
(新規)	(新規)													
貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合	N													
貨物の運送先が輸入者の住所以外に1箇所ある場合	T													
貨物の運送先が輸入者の住所以外に複数箇所ある場合	M													

改 正 後				改 正 前			
			ては、一覧にして後記(3)(海上簡易輸入申告に係る運送先一覧表及び関係書類の提出)により提出を行う。				ては、一覧にして後記(3)(海上簡易輸入申告に係る運送先一覧表及び関係書類の提出)により提出を行う。
55	運送場所の所在地(郵便番号) (「所在地」欄上段左)	(1)「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る郵便番号を入力する(区切り符号は入力しない。) (2)「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る郵便番号を入力する(区切り符号は入力しない。) (3)「運送場所識別」欄に「C」又は「H」を入力した場合は、入力不要。 (4)「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。		55	運送場所の所在地(郵便番号) (「所在地」欄上段左)	(1)「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る郵便番号を入力する(区切り符号は入力しない。) (2)「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る郵便番号を入力する(区切り符号は入力しない。) (3)「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要。 (4)「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。	
運送場所の所在地について分割して入力する場合は、以下 56 から 59 までの項目に入力(具体的な入力方法については、この章第 1 節別紙 6 (住所の入力方法) 参照) し、連続して入力する場合は 60 の項目に入力する。				運送場所の所在地について分割して入力する場合は、以下 56 から 59 までの項目に入力(具体的な入力方法については、この章第 1 節別紙 6 (住所の入力方法) 参照) し、連続して入力する場合は 60 の項目に入力する。			
56	運送場所の所在地 1 (都道府県名) (「所在地」欄上段中)	(1)「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る住所(都道府県)を入力する (2)「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る住所(都道府県)を入力する。 (3)「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 11「住所 1 (都道府県)」と同じ内容であること。) (4)「運送場所識別」欄に「H」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 20「通関予定蔵置場コード(「蔵置場所*」欄)」に入力した保税地域に係る住所(都道府県)を入力する。) (5)「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。		56	運送場所の所在地 1 (都道府県名) (「所在地」欄上段中)	(1)「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る住所(都道府県)を入力する (2)「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る住所(都道府県)を入力する。 (3)「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 11「住所 1 (都道府県)」と同じ内容であること。) (新規) (4)「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。	
57	運送場所の所在地 2 (市区町村(行政区名)) (「所在地」欄上段右)	(1)「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る住所(市区町村(行政区名))を入力する (2)「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る住所(市区町村(行政区名))を入力する。 (3)「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 12「住所 2 (市区町村(行政区名))」と同じ内容であること。) (4)「運送場所識別」欄に「H」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 20「通関予定蔵置場コード(「蔵置場所*」欄)」に入力した保税地域に係る住所(市区町村(行政区名))を入力する。) (5)「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。		57	運送場所の所在地 2 (市区町村(行政区名)) (「所在地」欄上段右)	(1)「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る住所(市区町村(行政区名))を入力する (2)「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る住所(市区町村(行政区名))を入力する。 (3)「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 12「住所 2 (市区町村(行政区名))」と同じ内容であること。) (新規) (4)「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。	
58	運送場所の所在地 3 (町域名・番地) (「所在地」欄中段)	(1)「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る住所(町域名及び番地)を入力する (2)「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る住所(町域名及び番地)を入力する。 (3)「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 13「住所 3 (町域名及び番地)」と同じ内容であること。) (4)「運送場所識別」欄に「H」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 20「通関予定蔵置場コード(「蔵置場所*」欄)」に入力した保税地域に係る住所(町域名及び番地)を入力する。)		58	運送場所の所在地 3 (町域名・番地) (「所在地」欄中段)	(1)「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る住所(町域名及び番地)を入力する (2)「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る住所(町域名及び番地)を入力する。 (3)「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 13「住所 3 (町域名及び番地)」と同じ内容であること。) (新規)	

改 正 後				改 正 前															
			(5) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。				(4) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。												
59	運送場所の所在地 4 (ビル名ほか) (「所在地」欄下段)	(1) 「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合で、「所在地」欄中段のみでは運送先に係る住所(町域名及び番地)を全て入力することができないときは、本欄に続けて運送先に係る住所(ビル名等)を入力する。 (2) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 14「住所 4 (ビル名ほか)」と同じ内容であること。) (4) 「運送場所識別」欄に「H」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 20「通関予定蔵置場コード(「蔵置場所*」欄)」に入力した保税地域に係る住所(ビル名等)を入力する。) (5) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。		59	運送場所の所在地 4 (ビル名ほか) (「所在地」欄下段)	(1) 「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合で、「所在地」欄中段のみでは運送先に係る住所(町域名及び番地)を全て入力することができないときは、本欄に続けて運送先に係る住所(ビル名等)を入力する。 (2) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 14「住所 4 (ビル名ほか)」と同じ内容であること。) (新規) (3) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。													
60	運送場所の所在地 (「所在地(一括)欄」)	(1) 「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合で、運送場所の住所を分割せず、連続して入力する場合に入力する。 (2) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 16「輸入者住所」と同じ内容であること。) (3) 「運送場所識別」欄に「H」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 20「通関予定蔵置場コード(「蔵置場所*」欄)」に入力した保税地域に係る住所を入力する。) (4) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。		60	運送場所の所在地 (「所在地(一括)欄」)	(1) 「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合で、運送場所の住所を分割せず、連続して入力する場合に入力する。 (2) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 16「輸入者住所」と同じ内容であること。) (新規) (3) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。													
61	名称等識別 (「名称等」欄左)	(1) 「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合は、次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table><tr><th>区 分</th><th>コード</th></tr><tr><td>「名称等」欄右に「運送先の場所の名称」を入力する場合</td><td>1</td></tr><tr><td>「名称等」欄右に「運送先において貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合</td><td>2</td></tr></table> (2) 「運送場所識別」欄に「C」又は「H」を入力した場合は、入力不要。 (3) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。		区 分	コード	「名称等」欄右に「運送先の場所の名称」を入力する場合	1	「名称等」欄右に「運送先において貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合	2	61	名称等識別 (「名称等」欄左)	(1) 「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合は、次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table><tr><th>区 分</th><th>コード</th></tr><tr><td>「名称等」欄右に「運送先の場所の名称」を入力する場合</td><td>1</td></tr><tr><td>「名称等」欄右に「運送先において貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合</td><td>2</td></tr></table> (2) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要。 (3) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。		区 分	コード	「名称等」欄右に「運送先の場所の名称」を入力する場合	1	「名称等」欄右に「運送先において貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合	2
区 分	コード																		
「名称等」欄右に「運送先の場所の名称」を入力する場合	1																		
「名称等」欄右に「運送先において貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合	2																		
区 分	コード																		
「名称等」欄右に「運送先の場所の名称」を入力する場合	1																		
「名称等」欄右に「運送先において貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合	2																		
62	運送場所の名称等 (「名称等」欄右)	(1) 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る名称等を必須入力する。 (2) 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る名称等を必須入力する。 (3) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 9「輸入者名」と同じ内容であること。) (4) 「運送場所識別」欄に「H」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 20「通関予定蔵置場コード(「蔵置場所*」欄)」に入力した保税地域に係る名称を入力する。) (5) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。		62	運送場所の名称等 (「名称等」欄右)	(1) 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る名称等を必須入力する。 (2) 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る名称等を必須入力する。 (3) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 9「輸入者名」と同じ内容であること。) (新規) (4) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。													
63	運送場所の電話番号 (「電話」欄)	(1) 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る市外局番から電話番号を入力する(区切り符号は入力しない。) (2) 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る市外局番から電話番号を入力する(区切り符号は入力しない。) (3) 「運送場所識別」欄に「C」又は「H」を入力した場合は、入力不要。		63	運送場所の電話番号 (「電話」欄)	(1) 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る市外局番から電話番号を入力する(区切り符号は入力しない。) (2) 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る市外局番から電話番号を入力する(区切り符号は入力しない。) (3) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要。 (4) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。													

改 正 後				改 正 前			
		(4) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。					
		(省略)				(同左)	
「申告条件」欄の詳細は次のとおりである。 イからホまで (省略) (2) (省略) (3) 海上簡易輸入申告に係る運送先一覧表及び関係書類の提出 イ 運送先一覧表及び関係書類の提出 前記(2) (海上簡易輸入申告の受理及び通知)により、海上簡易輸入申告が受理された後、海上簡易輸入申告を行った税関 (通関担当部門) から運送先一覧表及び関係書類の提出を求められた場合に提出する。 このうち、前記(1) (海上簡易輸入申告の登録)により、「運送場所識別」欄に「M」を入力して申告した場合に提出する運送先一覧表については、税関により海上簡易輸入申告の審査終了がシステムに登録されるまで (審査区分が「1」 (簡易審査扱い) の場合は許可の日の翌日から3日以内 (行政機関の休日の日数は算入しない。)) に提出することとし、その提出方法は原則として後記ロ (電子ファイルによる提出) によるものとする。また、その申告において提出すべき書類が運送先一覧表だけである場合には、(運送先一覧表でない) 関係書類については、併せて提出することを要しない。 なお、「運送場所識別」欄に「M」を入力して申告した場合に、審査区分として「1」 (簡易審査扱い) が付与されたときは、輸入許可通知書等の「区分」欄に「<u>L</u>」(運送先一覧表のみ提出要) が表示されることから参考とすること。 ロ (省略) (4) 及び(5) (省略) 3 から 7 まで (省略) 第 7 節 (省略) 第 2 章 (省略)				「申告条件」欄の詳細は次のとおりである。 イからホまで (同左) (2) (同左) (3) 海上簡易輸入申告に係る運送先一覧表及び関係書類の提出 イ 運送先一覧表及び関係書類の提出 前記(2) (海上簡易輸入申告の受理及び通知)により、海上簡易輸入申告が受理された後、海上簡易輸入申告を行った税関 (通関担当部門) から運送先一覧表及び関係書類の提出を求められた場合に提出する。 このうち、前記(1) (海上簡易輸入申告の登録)により、「運送場所識別」欄に「M」を入力して申告した場合に提出する運送先一覧表については、税関により海上簡易輸入申告の審査終了がシステムに登録されるまで (審査区分が「1」 (簡易審査扱い) の場合は許可の日の翌日から3日以内 (行政機関の休日の日数は算入しない。)) に提出することとし、その提出方法は原則として後記ロ (電子ファイルによる提出) によるものとする。また、その申告において提出すべき書類が運送先一覧表だけである場合には、(運送先一覧表でない) 関係書類については、併せて提出することを要しない。 なお、「運送場所識別」欄に「M」を入力して申告した場合に、審査区分として「1」 (簡易審査扱い) が付与されたときは、輸入許可通知書等の「区分」欄に「<u>Y</u>」(書類提出要) が表示されることから参考とすること。 ロ (同左) (4) 及び(5) (同左) 3 から 7 まで (同左) 第 7 節 (同左) 第 2 章 (同左)			